

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年10月5日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年10月5日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	富永正彦	議事課長	青田浩二
参事	森本陽子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 予算決算特別委員会の設置について
- (2) その他

開会 9時30分

閉会 12時06分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を行います。

本日も予算決算特別委員会の設置についてを議題といたします。はじめに、前回8月25日の委員会のときに、4つの方式について今後協議をしましょうということと、各常任委員会で各委員の意見を聞きましょうということとでございます。その2つを決定いただいております。その後9月の定例会の合間を縫って、各常任委員長から各委員の意見を聞かれておるようでございますので、まずはじめに、そちらの方から御報告をいただいて、どのような状況であったのかを、お互い認識を深めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

はじめに、総務文教常任委員長の河野委員からお願いをいたします。

○委員（河野龍二委員）

総務文教委員会では9月3日に委員の意見をお聞きしました。議運を除いた委員。西岡副議長まで含めて意見をお聞きしました。まず金子総務文教厚生副委員長ですけれども、特別委員会の設置で分科会全体会が望ましいという意見でした。時期は12月の補正からやったらどうかという御意見でした。続きまして八木委員ですけれども、特別委員会の分科会全体会が望ましいのではないかとということ。ただ、産業厚生の時間的なバランスの問題、時期もじっくり取り掛かっても良いのではないかとということ。来年の3月からでも良いと思うが、12月の補正から入った方が当初、決算へと進みやすいのではないかと御意見でした。続きまして西田委員ですけれども、特別委員会設置と分科会全体会での議論が望ましいのではないかとことでした。条例に基づいてやれば問題ないのではないかと。12月からの補正からやってみて、不備があれば修正したらどうかという御意見でした。続きまして安藤委員ですけれども、特別委員会設置で分科会方式が望ましいのではないかと御意見でした。時期は12月が良いが3月予算でも良いのではないかと。特に委員会の枠組みの変更があるということで、条例改正が遅くなっても良いので、条例改正後でも良いのではないかとこと。12月までに結論を出して欲しいという御意見でした。続きまして、西岡副議長ですけれども、全体でやるにはエネルギーが非常に必要だということ。条例改正も必要ではないかと御意見の中で、現状では判断できないという御意見でした。以上が、総務文教委員会の意見内容です。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。

それでは、次に産業厚生常任委員会委員長の中村委員からお願いをいたします。

○委員（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。産業厚生常任委員会では9月9日、委員会審議の最終日に皆様から意見を聴取いたしました。その中で、まずお一人ずつお伝えいたしますけれども、吉岡委員は、特別委員会は設置しない。そして、今ある委員会は解体し新しい枠

組みを作って、例えば産業と水道とか総務と住民福祉部とか、そういった形でやったら良いのではないかという、まず委員会を再編すべきということですね。そののち、一般会計を各常任委員会に分割付託したら良いのではないかということをおっしゃいました。堤委員におかれましては、特別委員会の中に分科会を作って審議をするという方法で、皆さんおっしゃったんですけど委員会を見直すべきということで、総務常任委員会が総務、厚生、教育、駐車場、産業厚生常任委員会が産業、建設、水道という形で、これは皆様に、今までの審議の内容とどういう形でパターンがあるということをおっしゃいました。松林委員も同じで、特別委員会を作って2つの分科会を作るという方法と、また委員会を再編する。これは堤委員と一緒に、総務の方は総務、厚生、教育、駐車場、産業の方は産業、建設、水道という形で委員会を再編する。安部委員につきましても、特別委員会を作って分科会の中での審議ということで、同じように委員会を再編する。先程申し上げたとおりの内容で、皆さん委員会の再編については、4名の方はほとんど同じ考え方でしたけれども、吉岡委員だけが特別委員会を設置するという考え方自体が、全員で協議をするということをおっしゃっていたように思いましたので、そういったことでは特別委員会は設置せずに、分割付託という方法でよろしいんじゃないかということをごさいました。時期的なことは、皆さんこの時期がどうしても良いと明言される方はどなたもいらっしゃらずに、あとの3名につきましては議運のメンバーでございますので、改めてどういったことで思ってもらいたいというご意見は聞くことはいたしませんでした。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。今の状況を。特別委員会の分科会が総務では4人ですか。それから産業では3人ですね。それから分割付託が産業が1人、吉岡さんということですね。4択については、西岡委員は判断できないというのは4択に入らないということですね。4択を選ぶというのに判断できないということのようです。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。

今、各委員から報告がありましたが、今の報告のある限り集約しますと、特別委員会で分科会方式が総務が4人、産業が3人、で7人。それから分割付託が産業が1人。それから判断できないは総務が1人ですね。お聞きをされた結果がそのような状況になるようです。したがって、これについての意見等は別にごさいますか。いいですかね。この結果について、各委員の皆さん方がどう考えて今後の協議に反映をするのか、どうするのか。それはもう各委員の皆さん方に御判断は委ねると。結果がこうあったからこうなんだという大前提じゃなくして、各委員で今の数字を念頭に置きながら、各自が判断いただくということにしていきたいというふうに思います。

それでは、次に本題に入ってまいります。8月25日の委員会において4方式について協議を行うということにいたしました。したがって、ただいまからこの4方式について御協議いただきたいと考えております。各委員の4方式等についてのお考えを8月17日の委員会で表明をいただいた結果について、全員協議会に報告をいたしました。誰がどうだったと。もう1回確認をいたしますが、浦川委員は特別委員会で分科会方式。それから中村委員は特別委員会方式で分科会方式、9月は難しいだろうと。それから河野委員は特別委員会方式の分科会。竹中委員は審議未了。それから内村委員は、もう少し審議をとということでした。これをもって、全員協議会にその旨報告をいたしてまいりました。その後、内村委員からも、もう少し審議をすべきだというような意見もございました。竹中委員も併せてだろうというふうに解釈をされるわけですが、そういうことから8月21日と8月25日の2回にわたって会を行ってまいりました。そこで8月25日のときに4方式について今後協議をしていきましょうねということと、もう1つは各常任委員会で意見を聞きましょうということ、各委員の意見を聞かれたのが今報告をいただいたとおりであるという経過でございます。くどいようで申し訳なかったんですが、そういう経過を踏まえて、時間も十数時間経過をしておりますので、本日は各委員会の委員の意見も聞いたところで、一定の結論を出していければというふうに考えておりますので、この前も申し上げましたが、お互い気楽な立場で御議論いただきながら、一定の方向を見出していければいいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく御審議をお願いしたいと思います。方式を選択するに当たって、各所管の見直しについては、方式の選択が決まれば、次に見直しの議論を予定して、見直しをせんと「こうなんだ、こうなんだ」ということがあるかもしれませんが、ここに至れば皆さん方、十分理解をいただいておりますので、4方式をどう選択していくのかということについて御議論いただければありがたいということで、御意見を伺いたいと思います。先程申し上げましたように、各委員は17日にはもう表明をされておりますけど、もう一回再確認よろしくお願ひしたいと思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

やっぱり私たちの委員会の3人の意見を聞いても、さっき所管はあとにするということだったけど、所管こそ初めに僕はした方が良く思うんですよ。だから、所管をしてそれから分科会方式にするなりね。そうしないと、ちょっと順序が違う。私たちも7人の中のうちの3人も、2の2という形で、基本的に所管の組み替えをした中での合意だったんですね。だから基本的なことを先にやらないと。今委員長が言ったのと僕は全く逆の考えを持っています。だから、私個人は、浦川委員に初め賛同したのは所管は所管がするのが正しいんだというのは、僕は同一意見なんですね。そのほかについてはあまり賛成してない、はっきり言って私はね。だから所管の組み替えと、所管の分を先にしてから分科会をしっかりされたらどうなのか、私はそう思う。

○委員長（岩永政則委員）

ただいまの竹中委員から、各所管を先にしてからということの発言がございましたけども、所管を含めて一緒に合体でもいいしですね。皆さんどうですかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

所管を先にするという意見なんですけど、分科会方式でやるということが決まらんことには、所管を替える必要もないわけですよ。だから特別委員会を設置して、分科会方式でやるんだという方針が決まれば、その組み替えの議論に入っていんじゃないかなと思うんですが。分科会方式をやらないんだということであれば、組み替えは必要はないんじゃないかなと私思うもんですから、やっぱりそこを、まず特別委員会を設置して分科会をやるのかやらないのかを決めたあとが良いんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いや僕はそうじゃないと思う。逆に、所管を組み替えることによって特別委員会は必要ないんじゃないかなと、そういう意見も出てくると思うんです。だから、僕が理想としてるのは、3番目の分割付託をするというのが、一番やり方としては正しいのかなと。別に特別委員会を作る必要もないかと、それをすれば。長崎市方式ですね。それが一番理に適ってるなど。しかし、ただ基本的な問題は一般会計という名称はどうなるのかと、法的にね。法的と現実的どうなるのかと。まあそういう部分は私も気になってる部分があるんですよ。だから分割、分科会ありきで進むということであれば、私もこれは「もうちょっと待ってくださいよ」と言わざるを得なくなるんですよ。そういうことです。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

前回、例えば浦川委員が、今の現行は条例に反してるということを言われました。それと、もし分割した場合には産業厚生が負担が大きくなるわけですね。だから、その解消をどうするかっていうのは大きな問題になっただけですよ。だから浦川委員の現行は条例に反するというのは、今でもそういうお考えを持っておられるわけですよ。理由として上げられてるから。いわゆる改革ということで改正せなきゃいけない。理由の中にそれが入ってるわけですね。そこをまず確認したいというのが一つあります。それから前回、それぞれの方式についてデメリット、メリットを挙げましょうっていう話になっただけですよ。本来はそれをしてから各委員に聞くべきだったと思うんですけども。デメリット、メリットを作るっていう話になっただけじゃないかなと思ってですね。だからそれを、最終的には作る必要があるんじゃないでしょうか。それを見て判断するというのが正しいやり方じゃないかなと思うんですけども。例えば特別委員会

で全体会議とか、分科会ではこうするけども、全体会議でまた議論をして、し直すのかどうかということになると、全く話は違ってくるんですよ、分科会方式でも。だから、その辺りも疑問が残るところであるわけですね。その辺りをもう少し精査しないと駄目じゃないかなと思うんです。それから、先程竹中委員が言われましたように、一般会計ってというのは地方自治法で定められてるんですけども、やはり分割はしないという前提で、総予算主義っていうので書かれてるわけですよ。これは皆さん御存じのとおり。いろいろ地方自治法上規定があります。それをやるには。だからその辺りをひっくるめて、私は議論はしたいと思います。元々どうしてこういうふうに行現法になったかっていうのが、根拠があるはずなんです。私も根拠をいろいろ調べてみました。あとで説明したいと思います。そういったものを議論したいと思います。その根本が分からないと、先程の竹中委員が一般会計、どういうふうに疑問が出てくるかというのが一つ問題ありだと思うんですよ。だからその辺りを議論したいと思うんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。17日に、何回も言いますけども、一応4方式について選択をどうしようかについて、先に進めていきたいと思いますよ。散々今まで数週間、20時間ぐらいいやっとなと思うんですよ。その中で、最終的に8月17日に4方式あるねと。それは確認をして、各委員にも聞きましょうやと、その方式の選択をどうお考えなのか。そういうことで、もう最終的には4方式を選択するときに来ておるのに、メリットとか、デメリットとか、そういう議論をするときではないじゃないですか。やっぱり先に進めることを、頭を切り替えていただかんと。いつまでそれをするんですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

デメリット、メリットはするという約束じゃなかったですか、前ので。そういう話を私はされたと思いますよ。ちょっと議事録を見てください。それと現行方式も入ってるんですよ、この4択のうちに。現行方式がどういう根拠で出てきたかというのは、しっかり認識するべきじゃないですか。浦川委員が条例に反するからということ言うてるから、私もそれに反論してるわけです。

○委員長（岩永政則委員）

もう少し、内村委員、経過も踏まえながら発言をせんと、全体の会が、どこか、また曲がってしまっていくじゃないですか。みんなで努力してきたのに。私、委員長として、先程もう少し考えていただけませんかということをお願いしたんですよ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

前回、委員長言われるように、4つの案から選びましょうということで決めたわけですよ。そして皆さんに意見を求めて、皆さんが意見を述べられたということ。皆さんいろんなこと考えて、責任持って意見述べられたと思うんです。メリットとかデメリット

ットとか、何も考え無しに言ってるわけじゃないと思うんですよ。そういう前提の中で、意見を述べられた結果を先程紹介をさせていただいて、いろんな意見が出された中で、私はこの場でその4つの中から、こういう状況であったというものを基にして、どれにするかを定めるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まずデメリット、メリットは前回の会議で言ってたはずなんですよ。それをまず確認して欲しいということ。それから、現行法は条例に反するっていうのは、明らかに浦川委員が言ってるわけだから。現行を変えないといけないという大きな理由になってるわけですね。それに反して、そんな軽々に、条例に反することを言ってくれるっていうのは、散々議論してきたわけですよ。前回も言いましたよ。その議論はまだ残ってるわけですよ。それをやって欲しいということを申し上げてるわけだから、何もぶり返しじゃありませんよ、前回の引き続きで言ってるわけだから。そして4択は4択で構いませんよ、それぞれ聞くっていうのは。ただし、それには理由は何も謳ってないですね、各人の。だから、我々としてはやっぱり議会運営委員会で最終的には決めるわけだから。だから先程の議論の続きしたいっていうのは私のお願いなんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

現行は意に反しておるといふ浦川委員の発言が、未だにそう思っておられるのかという話が先程出ておりましたですね。浦川委員何かありますか、それに対して。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

発言を求められたので、改めて申し上げますけども、私は現状の一般会計予算に係る部分の中で、委員会条例で産業厚生常任委員会の所管に示された事項。建設産業部の所管に関する事項とか、農業委員会とか住民福祉部、健康保険部の所管に関する事項とか、こういったものを総務文教常任委員会の中で審査をしておる。この実態が、条例に反しているんじゃないかということを申し上げておるわけです。条例では産業厚生常任委員会で示された事項というものは、産業厚生委員会の中で審査、調査をしてくださいっていうのがこの条例の趣旨だと思っておりますので、そういうふうに私が思っておるところを申し上げておるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

その点について議論します。あとでそのデメリット、メリットは議事録を確認していただきたいと思います。まず浦川委員の条例に反しているかどうかということですね。現行の取り扱いは地方自治法149条に書いてあるんですけども「予算を調製し、及び

これを執行すること」は、町長の権限なんですね。そして、決算については会計管理者。168条に謳われてるわけですよ。170条に会計管理者はどういう仕事をするかっていうことで、「決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること」となってるわけですよ。これを受けて、予算の編成もそうなんですけども、各部課の職務細則というのがあるわけですよ。ホームページ載ってますから見られたら分かるように。まず財政課は職務区分として「予算の編成及び財政に関すること」とはっきり書いてあるわけですね。ほかの部課はこういうこと書いてないですよ、予算については。それから決算は会計課の会計係、「歳入歳出予算の収支及び決算に関すること」と明記されておるわけですよ。うちの条例も財政課と、企画財政部って謳ってるわけですけど。決算は会計課、書いてる。総務文教の所掌の中に。だから今の一般会計は総務文教がやってるわけですよ、現行は。しかも、うちは委員会中心主義を取ってるから、総務文教にやってるわけですよ。多少業務のアンバランスが出て。そういう流れなんです。だから、私は条例に反してるとかなんとかっていうのは軽々じゃないかというわけですよ。ちゃんと書いてあるわけですよ、地方自治法に。会計課って書いてあるんですよ。条例の中にも、それから企画財政部ね、総務部所管が。その流れでやってきてるわけですよ。本来は、一般会計以外は地方自治法では分割してはならないってなってるんです。そういう表現じゃなくて、全体ひっくるめて会計を会計年度でやりましょうと。総予算主義になっておるわけですよ。総予算主義は何条に書いてるかっていうと、第9章の財務っていうのがあるんですけども、地方自治法中で総計予算主義の原則ということで「一会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」。もちろん繰越予算とかそういうのも一切含めてですね。こういう総計主義を取ってるんですよ。地方自治法で一般会計は。これ予算って名目は書いてあるんですけど、これは一般会計のことを言っておるわけですよ。特別会計は例外的なもので、地方自治法にも会計は一般会計と特別会計とすると、この2種類しか謳われておりません。だからそういう大きな流れの中で現行は作られたと思うんです。特別会計は昔はほとんどなかったかもしれないですね、一般会計がほとんどで。そういう流れを汲んできたわけですよ。だから、今のような形が残ってるわけですよ。だから私はそういう判断をしてるんですけども、いかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員、できるだけ簡単明瞭にお願いをいたします。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今言われたことはもう十分承知をしております。その上で、内村委員にちょっと反論をさせていただきたいんですが、予算については、企画財政部の所管に関する事項ということで、これは部設置条例の中で書いてあるんですよ。決算については会計課の所管ということで書いてあるんですけども、今回身近なところで言えば、9月議会で決算

認定の審査をしたと思うんですが、このときに特別会計の決算についても、それからいけば会計になるんですよ、条例でいけば。特別会計の決算も会計課に。ところが、審査については、特別会計については産業常任委員会ですってんじゃないですか。これはじゃあどういう根拠なんだろうかな。それともう1点。例規に関することということで、部設置条例の中には総務部ということを示してあるんですよ、例規に関すること。ただ、提案された条例の改正とかそういったものについては、この委員会条例の所管に分けて審査をしておるんですね、現状。例えば建設部に係ることであれば産業厚生委員会の中で審査をする、条例でも。これはあくまでも、町の委員会条例に合わせて審査をしとるわけですよ。だから条例に関することということで、例規に関することですから、建設部の関係でも厚生との関係でも本来で言えば、今の論法からいけば全部総務課でやらんばいかんごとなるわけですね。ただ、本町にはこの委員会条例ちゅうのがあって、所管を分けとるわけですから、この委員会条例の所管する事項に合わせた審査をすべきじゃないかということで申し上げておるんですよ。だから、決算についても、内村委員の解釈でいけば、会計課の所管になるわけですよ。特会も全部、総務でやらんといかんごとなるわけですね。そうはやってないから、あくまでもこの委員会条例に合わせてところで審査をしてるんじゃないかということをお願いするんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

2人の見解の違いがあるようですが、今、議題にしておるのは先程から言いますように、17日の委員会を踏まえて、今日は4択について、委員会の構成の問題、あるいはその選択の問題、それを議論をしとるわけで、もうこれ以上、あまり2人でやり合ってもどうかと思いますので。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

少し反論したいんですけどね。ここの会計管理者の決算というのは一般会計の決算のことを言ってるんです、地方自治法では。そう書いてあるわけですよ。ちゃんと調べてくださいよ。そこの前提がおかしいから私に反論してくるわけですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら町の部設置条例の中にある例規に関する事で、条例の審査を分けてしてまますよね。これはどう説明されますか。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、私が言ったように、一般会計というのは年度ごとの予算を組むわけですよ。それに対しての決算だから時期が遅れますよね。だから、一般会計についての決算を会

計管理者が所掌することになってるわけですよ。それは地方自治法、さっき言った私の条文を見てくださいよ、はっきり書いてあるわけだから。だから、あなたが言うように条例に反してるんじゃないかって言われれば、反論せざるを得ないわけよ。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員の意見に対する反論があれば。

浦川議員。

○委員（浦川圭一委員）

一般会計に特定して会計責任者の話なんだということなんですけど、特別会計もそうだと思いますよ。会計管理者だと思うんですよ、私は。それと、そこは私もちょっと言われるのが理解できないので、敢えて同じような条件の中で、条例の改正については総務文教分の条例に関しては総務文教で審査して、産業厚生に係る条例の改正の分については産業厚生が審査してるじゃないですか、現状。今言う論法でいけば、総務部の所管の中に、部設置条例の中に例規に関することであるわけですよ、ちゃんと。今の論法でいけば、いくら産業厚生に係るような条例であっても、総務でせんばごとなるわけですよ。にも関わらず、委員会条例があるばかりに、ここで分けとるわけですかね。だからそうすべきじゃないかということをお願いしておるんです。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私が言ってるのは一般会計予算及び決算について言ってるわけですよ。その他の公園条例とか何とかってのは全然言ってないんです。一般会計予算と決算は、町長の権限があるんですよ。一般会計予算は、全ての歳入歳出を一般会計に組み込むと地方自治法で書いてあるわけですよ。特別会計は、また別にいろんな法律の中で決められています。だから、予算編成については、ここでいうと財政課が、予算の編成を行う職務権限があるわけですよ。一般会計の決算については、会計管理者の責任なんです。これはもうはっきり地方自治法で謳われてとるわけだから、おかしくないんですよ。そのところを条例に反してるんじゃないかと言われるから、私は反論したいわけですよ。現実には、今まで一般会計予算決算が、総務文教常任委員会でやってきたわけですよ。言ってみれば、委員会中心主義でやってきたわけですよ。しかも、言葉を換えて言えば、予算決算常任委員会が今の総務常任委員会の中に入ると。考え方として、同じことをしてるわけだから、中に入って。一般会計予算、決算を審議してるわけでしょう。だから、現行方式というのは全く問題ないし、しかも連合審査っていうのも会議規則で認めてるわけですよ。必要があればね。ただ、連合審査の取扱規則は決めてないよね、細則は。どうするのか知らん。そういう現行の方法があるわけですよ。だから、そういったところをもう少し深く掘り下げていったらどうなのかということと、もう一つはその特別委員会で、分科会方式っていうけども、それぞれの分科会がその採決権限はあるのか。

それから全体会議で再度議論し直すのか。AグループとBグループが違った場合にどうするのか。そういった点も出てくるわけですね。あんまり大まか過ぎるんじゃないかなっていう気がして、私はそう思ってるわけですよ。だから、前提や現行の前提を理解した上で先に進まないで、ちょっととんでもないことになりやせんかなと思うんです。ほかの地方自治体がやってるから、うちもしましょうじゃ、あれなんで、やっぱりそこは根拠をはっきりしとかなないといかんと思うんです。地方自治法には、一般会計というのは全ての歳入歳出を含めてやってるわけ。書いてあるわけだから。それを分割するに当たってはそれなりの理由が必要になるんですね。なぜ分割しないとイケないのか。そういうのを突きとめていかないと何もならない。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

その条例の云々かんぬんというのは横に置かせていただいて、一つは内村委員も最後の方で言われましたけど、ほかの議会が取り組んでる状況っていうのを少し考えるべきだと思うんです。やってるからやるっていう問題じゃなくて。以前、意見も言わしていただきましたけど、議会の改革という部分では、いかによく議会の機能を発揮していくかっていう部分だと思うんですよ。そういう意味では、今回の特別委員会設置をしようというふうな発想というのも一つのそういう目的だと思うんですね。それに対して、先程の各委員の意見というのは、議長、委員長除いて、14人に対して10人が特別委員会を設置したらどうかっていうふうな意見を言ってるわけですから、ここはやはり、その方向で考えるべきだと思うんです。議論がまた戻る形になっていってる部分を感じられるんで。先程、内村委員も言われた、じゃあ全体会と分科会での裁決権をどうするのか、また全体会でまた採決をどうするのかっていうのも、どうしていこうかという議論をしていけば良いと思うんですよ。そういうのを突き詰めていくと、いや、これじゃまずいだろう、じゃあこういうふうに変えた方が良いという部分が出てくると思うんで、まずは多くの議員が望んでるわけですから、特別委員会を設置してみようというふうな議論に入っていくべきだというふうに思うんですね。先程、条例の云々かんぬんっていうのは、これは所管を呼んで意見を直接聞いて良いと思うんですよ。じゃあどうかという話ですね。ここで、それぞれの持ってる知識の中で、どうだこうだというふうな議論にするんじゃないで。それで「条例を違反してない」、「条例に沿った形でやられると」、「いやいやちょっと条例には逸脱してる部分があるよ」という議論が出たにしても、今ここで議論してるのは、特別委員会の設置をするかどうかっていうふうな議論なんで、もうしないというならしないという結論を出して良いと思うんです。するならば、するならばどういう方向でするかという議論を進めていかないと、またその前段でいろんな議論が出てきて、委員長もさっき心配されてましたけどなかなか進まないというところなんで。するならば、するならば特別委員会の設置方向で検討していくと

するのか、いやもう議運の中では議論が割れたので、もうしないというふうな結論を出すという形をしないと、意見を寄せられた議員も、また同じ議論をずっとしていくとなると、何のために意見を言ったのかってなるんで、私もそういう結論をすべきではないかなと。確かに竹中委員が言われた条例改正の方が先ではないかと。それも一緒に議論して良いと思うんですよ、じゃあ条例改正をしていくかと、特別委員会を作る中で。竹中委員は、それじゃあ特別委員会を作る意味がなくなるんじゃないかと。でも内村委員の意見からすると、一般会計を分割すべきではないというふうな議論が出てますんで、やっぱり一番ベストは、特別委員会を設置してそこに付託するというのが、全国的な流れと同じような形になるわけですから、これをするかしないかという議論を進めていくべきではないかなと。内村委員が言われる前段のところでの疑問というのが解決できないというならば、それこそ所管課に来てもらって、そういう議論をして良いと思うんです。まずは特別委員会を設置してみようというふうな議論をしていくべきではないかなというふうに思いますんで、是非そういう形で結論を出していくべきではないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、河野委員が言われたんですけども、私、先程、財政課は予算編成の職務権限がある。それから、会計課は決算の職務権限がある、これはもう疑いようがないわけですよ。こういう組織規則に謳ってあるわけだから。地方自治法でも謳ってあるわけだから。そうすると、特別委員会の分科会方式でも分割するわけだから、委員会条例を見直しせないかんとということになるわね。そういう問題にも発展していくわけですよ。だから、そのところは調査研究する必要があるんじゃないですか。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程の議論に参加するわけじゃないんですけども、浦川委員と内村委員の意見で、内村委員は一般会計だけが会計課に該当するというふうに言われてたみたいですけど、議会の運営の流れからすると、今度の決算の提案の説明をしたのは、全て特別会計まで含めて、水道事業会計と下水道事業会計以外除いて、会計課が提案してるんですよ。そこから考えると、浦川委員が言われた会計課の所属になるってなると、そこも総務になるのかなと今の意見を聞いてて、そういうふうに思ったんですね。だから、ここはもう少し詳しく、所管課辺りに来てもらって、その見解なんかも聞いて私は良いんじゃないかなと思うんです。そこで内村委員の言われるのが正論だと判断しても、尚且つ特別委員会の設置をすることで一番ベストな方向に行ってるんじゃないかなと。これはほかの議員もそういう方向を望んでるという結果が出てるわけですから、そこを議論していく

べきじゃないかなという。自分の判断が正しいけども、こういうふうに望んでるならば、そういう方向に行きましょうというふうな方向性で進めたらどうかなと思うんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっき総務部の話が出てきましたけど、総務部の職務細則に一切載ってないんですよ。予算の編成も決算も載ってないんです。だから私が言ったとおり財政課と会計課の所掌。それを受けて議会の委員会条例に部門ごとに記されるてるわけです。財政課と会計課は総務文教になっておるわけです。だから、私はそこを言ってるわけです。だからそれを止めて、課ごとじゃなくて一般会計は総務委員会ですね。分割しますとか、前面的に条例を見直せば良いんです。やり方として。まあこれは極端な例ですよ。そうすると分割方式とか分科会方式、それも適切な運用になるんじゃないかなと、条例を変えれば。そういうことを申し上げたわけなんです。だから、その大前提が現行どうなってるかっていうことを私は申し上げたわけで、そこを皆さん理解しないとおかしい話になるんじゃないですか、ということ言っておるわけです。今までずっとやってきたわけですよ、長年。だからそれはそれなりの根拠があってやってるわけで、恐らく常任委員会一つだったと思います。多分。常任委員会一つしかなかったはずなんです、大昔は。だから、その中でやとった名残かもしれませんけど。だから、そのときはもう特別会計というのはほとんど無かったかもしれません。だから一般会計が主で、そういう歴史を踏んできたんじゃないかなと。これは推測ですが根拠はありませんけど、さっき言ったように地方自治法を手繰ってみれば、そういうことになってるわけですから。明確な根拠があるわけですから。それを踏まえてしないといけないと思うんですよ。だから、私は現行に賛成する人も出てくるかもしれません、そういう意味ではね。だから申し上げた4択のうち現行が良いと。法律上の解釈から。そういうことを申し上げたわけです。

○委員長（岩永政則委員）

ようやく私も理解をいたしましたけども、冒頭に進める中で、4択から私がお願いしたいと申し上げましたら、委員会条例の中身について先にと言う竹中委員からの話が出ましたね。これももう何回も、いろいろ意見を聞いて、皆さん方からも発言がございました。当然、内村委員が言われるとおり、どうするこうするということを決めると委員会条例の改正になるんですよ。当たり前話なんです。例えば特別委員会をした。あるいは長崎市方式で特別委員会も何も設置せずに分割方式にした。2つしかないわけですから、委員会はですね。そこで無理が生じるよと。産業なら産業、今まで議論があっただけですから。それをこうこうして入れ替えましょうと。当然、委員会条例を改正して根拠を明確にせんといかんわけです。そういう話になってくるのが、4択の次に出て来る話題になるわけです。それで最終的に決まれば、いつ条例改正をしますかということになっていくわけなんです。そういうことで心得、準備をしながら、今、

話を進めておりますので、言われるとおり、ちゃんと提案をすべきものはして、議決をちゃんと得た上の根拠を持って進めていくということは当然だろうと思います。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると委員長は条例は変更すべきだとお考えなんですね。私もいろいろ言いましたけど、分割方式、分科会方式であろうがなかろうが、分割してやれば条例は変えざるを得ないと、そういう認識でございますか。あとは現行を取るか、いろいろ考え方があろうと思うんです。そしたらもう一つのデメリット、メリットは議事録確認されましたか。

○委員長（岩永政則委員）

今、私に質問がありましたので、皆さんで決めていただければ、私も私なりの私案を持っておりまして、当然ながら委員会条例を改正せないかんわけですね。そういう準備はちゃんと私も心しておりますので、考え方は一緒と思います。そういう理解をいただければと思います。約1時間超えましたので、15分ぐらい休みましようかね。

50分まで休憩をいたします。

（休憩 10時37分～10時52分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に続き委員会を再開いたします。

休憩前には大変良い議論をいただきましてありがとうございます。いよいよ本題に、まあ本題ももう入っておりますけども、先程私から、方式について議論をいただきたいということに対して、中身について先にすべきじゃないのということの御意見が出ました。これよくよく考えますと、どちらを取っても一緒に、両方一緒に話題に乗せまして、それでフリーな立場で議論をいただきながら、そして最終的には、どういう方式でできれば良いねというような形の結論が得られれば。あまり片方だけに偏っていきますと、非常に問題があるかもしれませんので、同時に方式の選択と委員会の中身についての議論も含めて、検討いただければと思いますがいでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

同時にというのは私は難しいと思うんですよ。例えばの話ですけど、長崎市の分割方式でやるのであれば2つに分けてやるという方法は必要ないわけです。長崎市の方式でいけば特別委員会を作る必要はないわけですね。だから私が言ってるのは、所管を先にしていけば逆にそれも消えるんじゃないのと。これを2つ一緒にやっていくということになれば、どちらを選択して良いか分からなくなるから、やっぱり基本的なものを先にやって、今の常任委員会がどういう形のウエイトを持ってやってるかというのをするために、条例の方から先にやっていかないと。そのあと、必要に応じて特別委員会を作る方が私は良い。だから両方一緒って玉虫色のやり方は、私はあんまり好まない。進まないと思います。この4択というのは皆さん了承してるわけだから、逆に消去法で行っ

て、その4つのうちに、全体するのは時間的に無理なら無理だとカットして、そしてらもう3つで良いわけだから。そういう方法を取っていった方が早くなるでしょうね。

○委員長（岩永政則委員）

皆さん、今竹中委員、発言ございましたけども、どうですか皆さんは。現行が4つ目なんですよ。現在やっとなる総務委員会で一括しておるのが4つ目なんですよ。これを何とか改善しようかということですので、これは消去法でいけば消えるかなと、真っ先に。そういう感じだろうと思うんですけども。言われるように所管の見直しから先にしましょうか。所管の見直し。例えば、同時っていうのは、今もまさにおっしゃったように、長崎市方式、趣旨は一緒でしょ、特別委員会と。特別委員会無いだけで、分割の審査は一緒なんですよ。だから、当然見直しをせにゃいかんという意見があれば、見直しをするということになるわけでしょうけども。どうでしょうね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

さっきの内村委員の発言からすると、一般会計を分けるっていうことが適当ではないと言われてましたよね。議案を分けるわけですたいね。だからその選択をするっていうのは、ちょっと矛盾しないかなと、内村委員が言われた部分とですよ。そういう中身だったと思うんですよ。ちょっとそこを感じるんですけど。それでも、それを進めていこうとするのかっていうのが、まだこうすっきりしないというか。その辺がすっきりさせていただければ、そっちの方で議論していいんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

河野委員の疑義があるということでお聞きしましたけども。最終的には本会議で一括議案として質疑、討論、採決を行うわけですよ。だから、それがなかったら分割で勝手に変えるということはできませんので。最終的に本会議でやってるから、今ほかの地方自治体も分割方式、それから分科会方式を取ってるわけですよ。最終的に一括議案として本会議で、採決、討論、質疑を行うわけですから、そこでもう免責されとるわけですよ。議会独自の審議方法でやってるだけの話で。最終的には本会議でやってるから。そこんところは問題ないと思いますよね。問題ありとすれば、それはもうほかの自治体、違法だということになるから、そこまでは私は言いませんけども、最終的に本会議で一括議案として一般会計予算決算もやってるわけですから、そこは問題ないと思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そこを考えると、さっきも言ったように一番ベストなのは特別委員会を設置してそこに委員会付託するっていうのが、本当にすっきりするというふうに思うんですよ。特

別委員会の中では小委員会みたいなのを作って良いとなってるわけですから、その中で分ける分については、あとは議会の手法であって、本来ならばそっちが本当にスムーズに抵抗もなく受け入れられるのかなど。どうしても長崎市方式っていうのは、本会議の中で、この部分についてはこっちに分けますよ、こっちに分けますよというふうにしてるわけでしょうから、先程言う、内村委員が調べた内容からするとやっぱり、何かすっきりしないなって。それはそれでそういうふう解釈してってなるのも疑問に残るなあと思うんで。一番良いのは特別委員会を作るっていうのが、すっきりしないかなど、まだちょっとどっかで、そういうふう思ってるんですけどね。ですから、先程、委員会の編成をするっちゃうのは全然問題ないんですよ、問題ないんですけども、竹中委員が言われた、それは特別委員会に行かん可能性があるよと。長崎市と同じようなやり方をするけん、それはそういうふう判断せん方が良いんじゃないかって言われる部分についても分かりはするんですけども、その先を考えると、やっぱり特別委員会の方がベストだろうなというふうに思いますんで、そういう方向の中で委員会の再編というのを考えていくというふうにしていただければ、私の中ではすっきりするなと思うんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の特別会計の分科会方式。この中身がどういう流れになってくるのかっていうのをお聞きしたんですよ、浦川委員に。全体会議でこことここは、この分科会にしますというのを提示して、分科会でそれぞれ審議して、採決権は無いと言われてましたよね。採決権はあるか無しかというのは、そこまで踏み込んでないかもしれませんが、あるかどうかですね。それから、今度は特別委員会で各分科会の科長ですか、科長が報告するわけです。報告を受けて、皆さんで採決すると。採決して、特別委員会の委員長が本会議で、こういう結論出しましたと委員長報告と同じようなやり方をするわけですね。そうすると、例えばA分科会とB分科会で結論が違う場合があるわけ、可決、否決ちゃうのが。そういう場合に何も調整せずに、そのままっていうふう言われたんですよ。僕の記憶では。そうすると長崎市の分割方式と何ら変わらないんじゃないかなど。何も調節しなければ。そういう理屈になるんですよ。だから、分科会方式を外して全員でやるっていうのが一番後腐れのないやり方なんですよ。そうすると、時間が掛かるって言われたけど。時間が掛かるとか、デメリットとか、そういうのが出てくるのかどうか。全体的な時間と併せて。そのところは私も分からないところです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、内村委員言われたように、長崎市の予算の分割付託と特別委員会を設置して特別委員会に付託する方法と、やることはあんまり変わらないんですよ。だから私たちもで

きるなら予算を分割して、それぞれの常任委員会で審査をしてっていうのが、やり方とすれば一番手っ取り早くて良いんですけども、私が提案する中で調べていきましたら、行政実例で条例案の分割付託、先程内村委員言われたように、分割付託はできないと、違法であるちゅうような解釈も出とるわけですね。そういうものがあって、尚且つ分割付託をそれぞれの常任委員会に付託をしますと、仮にその委員会の審査の中で修正案とかが出たときに、一つの議案について片方の委員が修正案は出せんような状況になるわけですね。そういう欠点があるということで、そういうことなら、きちんと特別委員会を設置して、一つの議案を特別委員会に付託をして、審査についてはそれぞれの常任委員会を分科会という位置づけにして、そこで審査をしてもらうというのが、今回提案した理由なんです。だからやることはそんなに変わらないと思うんですけど、どうしてもそういう実例があって、分割付託から特別委員会なり常任委員会を設置して審査をしようという所も結構出てきとるもんですから、こういう提案をさせていただきました。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

もちろん、今、流れとして言いましたけども、結局、以前、反するっていう行政実務が出てるんですよね。それは私も知ってます。ただもう大昔のことだから、何でこうなってるのかって言っても、戦後すぐの時代の名残だろうと思うんです。しかしながら、結局やってる所があるわけです。だから、その辺りは、最終的に本会議で結論、審議するわけだから、免責されるんじゃないかなと思ってるわけですよ、私の解釈は。だから、いずれを取ってもいいんじゃないかなと思ってるんですよ。特別委員会の分科会方式であろうが、最初から分割する内容が全く変わらなければ、特別委員会を設置する決議が要るわけですよ、毎回。特別委員会の決議といたら条件がいつからいつまで、それが出てくるわけですから、本当に特別なんですよ。そうすると、毎回特別委員会の決議をしていかないといけない。ところが分割方式というのは何も要らないからね、それは。もう最初から分割するわけだから。だから、二つ並べて解釈するとそういうのが出てくるわけですよ。分科会方式は、内部で調整しなければ分割方式と変わらないわけですよ。さっき浦川委員言われたようにね。だから、そういう方式を取るかは、あるいはもう非常に原始的だけでも全員でやろうかと。委員長、聞いてってくださいね。だから全員でやるっていうのは河野委員たちがよく言いよったんです。全体を見る必要があるちゅうわけ。その主張で今まで予算特別委員会を設置した方が良いついていう主張だったんですよ。そうすると、河野委員たちの言い分を借りれば、全員で質疑をして、全員で審査していくというのが一番望ましいわけよね。今までそういう全体を把握したいという理屈で言ってこられたんですよ。だから、そういう考え方も一方ではあるわけです、全員でやると。要するに木を見ず森を見なさいと。今のままじゃ、木を見て森を見てないっていう、分割したらそうなるわけですね。だから、そういう意味ではいろん

な考え方があるわけですが、そういうメリット、デメリットをきちっと整備した方が良いのではないかなと思うんです。確かに全員でやるというのは全体を把握できるし、予算そのものの編成方針とか分かるわけですよね、一般会計の予算の編成方針とか。全体的に分かるわけだから。そういう方法は、それなりにはメリットがあるわけね。だから分割方式にしたら、もう全体分からなくなるよね。分科会方式。私の言うこと分かると思うんですけど、木を見て森を見ずということになるわけね。だから、そういう観点からも、やっぱり見る必要があるんじゃないかなと。その中でどれが一番良いのかなっていうのを。現行法でも2年に1回は替わるわけですから、委員のメンバーは。だからその中で見れるわけだから。そういうのを考えてどれが一番良いのかね。確かに河野委員たちはそう言ってましたよね、前ね。否定はしませんでしょう。全体を見たいために委員会を、常任委員会でもいいですよ、それをしたいというのは、河野委員たちの意見だった、今まで。こういう流れがあるわけです。その度に予算決算特別委員会の設置を審議してきた経緯があるんですよ。まあ私が知る限りはね。その前はどうかよく分かりませんが。そういうふうに私は理解しています。だから、デメリット、メリットが当然ながら出てくるわけですよ。そういうのを総合判断してどれが一番良いのか。要は、一番の出発点は浦川委員は時間が掛かるということだったでしょ、総務文教ね。確かに相当な時間掛かってるんですよ、総務文教は。一覧表で見ると。だから、それを是正するために分科会方式を取りましょうって、多分、御提案だったと思うんです、目的は。だから、審議時間のアンバランスを是正するっていう意味で、その目的は分かりますよ、ものすごく。分かりやすいです。時間が掛かり過ぎるから是正しましょうって。現実にそうでしょう、この前配られた資料では、総務文教が20時間で、産業厚生が6時間ぐらいだったですかね。そんな比率になってましたよね。だから、かなりの差があると思うんですよ。だから、そういう目的をまずはっきりすることと、河野委員がいわゆる全体を把握するためにその編成方針とか、そういうのをやっぱり知らないといかないっていう、そういう2つの考え方があるわけです。だから考え方によって全然結論が違ってくるんですね。それを私は言いたいために、今長々と言ったわけでございます。

○委員長（岩永政則委員）

できるだけ簡便にお願いをいたしておりますけど。今、方式を先にしましょうか、見直しの中身をどうしましょうか。中身からが良いんじゃないですかと、どうでしょうねという話になっておるんですけども、今、内村委員は方式の方から、長崎市方式云々かんぬんという話も出ましたけども、中身からいくようにしますか。竹中委員が提案をされておられるんですが、いいですかね。それじゃ所管の見直しの協議について、今から御議論いただきたいと思うんですが、皆さん方も覚えておられるとおり、総体的には2、3回の話が出ておりますに。細部については、どうのこうのということまでは言っておりませんが、簡単に申し上げますと、今、産業厚生の方でやっている住民福祉部と健康福祉部ですか、要するに福祉部関係のものを総務の方に移管してはどうでしょうね

という御意見がございました。これが一つ。それから教育委員会をその代わりに産業厚生の方に移管をしたらどうかというような意見、その他ほかにもありましたけれども、大きい総枠を言いますと、そういう意見が出ておりましたけれども、もう具体的に皆さん方御検討いただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。委員会条例をお持ちでしょうか。委員会条例の2ページに常任委員会のそれぞれの役割、書いてありますけれども、大体もう経験豊富な皆さん方ですから、総枠だけでも決めていただければいいのかなと思いますけど、どうでしょうか。御意見ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

一つの案としては良いと思います。特別会計の健康保険、厚生関係を総務文教に移すということで、バランス的には産業厚生が都市区画整理事業と水道、下水道。総務が厚生関係、健康保険関係と駐車場という形になるという意味ではバランス的には良いと思います。あと仮に教育委員会が総務文教に残るとなると総務文教厚生常任委員会になると。産業建設常任委員会になるんで、教育委員会も一般会計からすると相当なボリュームがあるんで、産業文教常任委員会というようになるのかよく分からないんですけども、そういう意味ではそういう変更をするなら、一つの案としては良いかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今まで出ておったものを私が総括的に申し上げたんですけどもね。今、言ったものが第2案で提示をしておるようです。もう一つ3案があるのは、教育委員会をそのまま総務に据え置いた形ですね。そうすると、何も産業の方は取ってないというか、やるべきもんだけやって、受け取るものは受け取ってないという感じの。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、第2案で総務厚生、それと産業文教ということで言われたんですが、時間だけで言いますと、総務産業、厚生文教、この組み合わせの方がより近くなるんじゃないかなと思うんですが。第2案が、総務厚生の13時間24分でしょう。産業文教の8時間20分となっておるわけですよ。第2案が。これを総務産業の組み合わせと厚生文教の組み合わせにすれば、その差がより縮まるんじゃないかなと。時間だけ見たときにですね。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。

いろいろ休憩中にも検討いただきましたけれども、別紙のように配布をいたしました。そこに記載のような4案が出ております。5案というのは、現行やろ。そういうことで、別紙のように一応案が出ましたので、これを全協にお諮りをしたいと思っておりますけ

れども、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

なお、全協については議長に御配慮いただきまして、できれば基本構想特別委員会のその後に御配慮いただいて1時間程度、早ければ30分で終わるかもしれませんが、御報告の時間を取るように御配慮いただければということで、お願いをしたいと思います。

なお、資料については事務局にもう少し分かりやすいようなものも、局長も考えておるようでございますので、一緒に分かりやすいもので表示をするような資料をそのときは配布をいたしますので御了解いただきたいというに思います。なお、全協を終わったあとに、日にちを決めて、また御検討いただいて、まだまだ審議をしなければいけない、一人一役のとか、災害対策の関係もまだちょっとあるようございますので、できるだけ早く結論を得たいということで、12月の補正からというような話もあっておりましたけども、まだまだ時間が掛かるようございますから、基本的には3月の当初予算から、御審議がいただければというふうに思いますけども、そういう方向に向かって準備をして進めていきたいと。それに伴っての条例改正が出てまいりますので、できれば12月の定例会の最後に向けて整理ができればいいなと考えておりますので、是非、御理解とお力添えをいただきたいということを申し上げて、そういう方向、目標で、まだまだこう整理をしていかないかんですから確定的なことは言えませんのでね。しかしながら、目標としては3月の当初予算と、それに合わせて12月末の議会で委員会条例改正ということ、できればいいなということを目指して、今後また会議を開催させていただきたいということで本日の会議を終了したいと思います。皆さんお疲れさまでした。

(閉会 12時06分)